記入例

会社名を記入してください。

F度学校給食用物資供給契約書

学校給食用 資の売買について、発注者伊勢崎市長(以下「発注者」という。)と受注者 株式会社 O O O (以下「受注者」という。)とは次の条項により契約を締結する。

- 第1条 受注者は、学校給食の重要性を認識し、誠意をもって業務を遂行しなければならない。
- 第2条 納入物資は、仕様書等又は見本によるものとし、見本その他による品質を指示しないときは、品質が中等以上のものでなければならない。
- 第3条 受注者は、物資の納入については、発注者の指示に従うものとする。
- 第4条 受注者は、物資の納入に際し、納品書を提出し、発注者立会の上で検収を受けなければならない。
- 2 発注者は、納入物資が不適格品又は計量不足であるときは、受注者に対し新たに適正品を納入させ、又は不足量を納入させることができる。
- 3 受注者は、検収後であっても納入物資が不適格品であると認められた場合は、発注者の指示に従わなければならない。
- 4 検収により生じた損害に基づく費用については、受注者の負担とする。
- 5 第3項の不適格品であってもその不良の程度が軽微で発注者が使用できると認めたときは、契約金額を 減額の上、これを採用することができる。
- 第5条 受注者は、納入物資の検収後12箇月間は、その隠れた瑕疵について責任を負うものとする。
- 第6条 受注者が瑕疵の責任、その他のこの契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の 負担でこれを執行することができるものとする。この場合において、これによって受注者に損害を生ずる ことがあっても、発注者は賠償の責任を負わない。
- 第7条 物資の所有権は、検査に合格し収納したとき受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害は、全て受注者の負担とする。ただし、天災地変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。
- 2 物資の容器、包装等は、受注者からの特別の指示のない限り発注者の負担とする。
- 第8条 受注者は、納入した学校給食用物資の費用を、毎月末で締め切り発注者に請求するものとする。
- 第9条 発注者は、受注者からの請求があったときは、特別な理由がない限り30日以内に支払うものとする。
- 第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 受注者が、故意に契約の履行を延期し、契約物資を粗雑にし、又は品質や産地若しくは数量に関し不正な行為があったとき。
 - (2) 受注者が、発注者の行う契約物資の検収等に際し、発注者の指定する職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは 積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (4) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (5) 受注者が、正当な理由によりこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者がこの契約事項に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 第11条 物資納入に関し、受注者の過失により生じた全ての損害については、受注者が負担するものとする。
- 第12条 発注者が必要と認めた場合、受注者に対し業務内容の調査及び関係書類の提出を求めることができる。
- 第13条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は委託し、若しくは下請けさせてはならない。
- 第14条 この契約に定めのない事項、その他この契約に関し疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方が協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

